

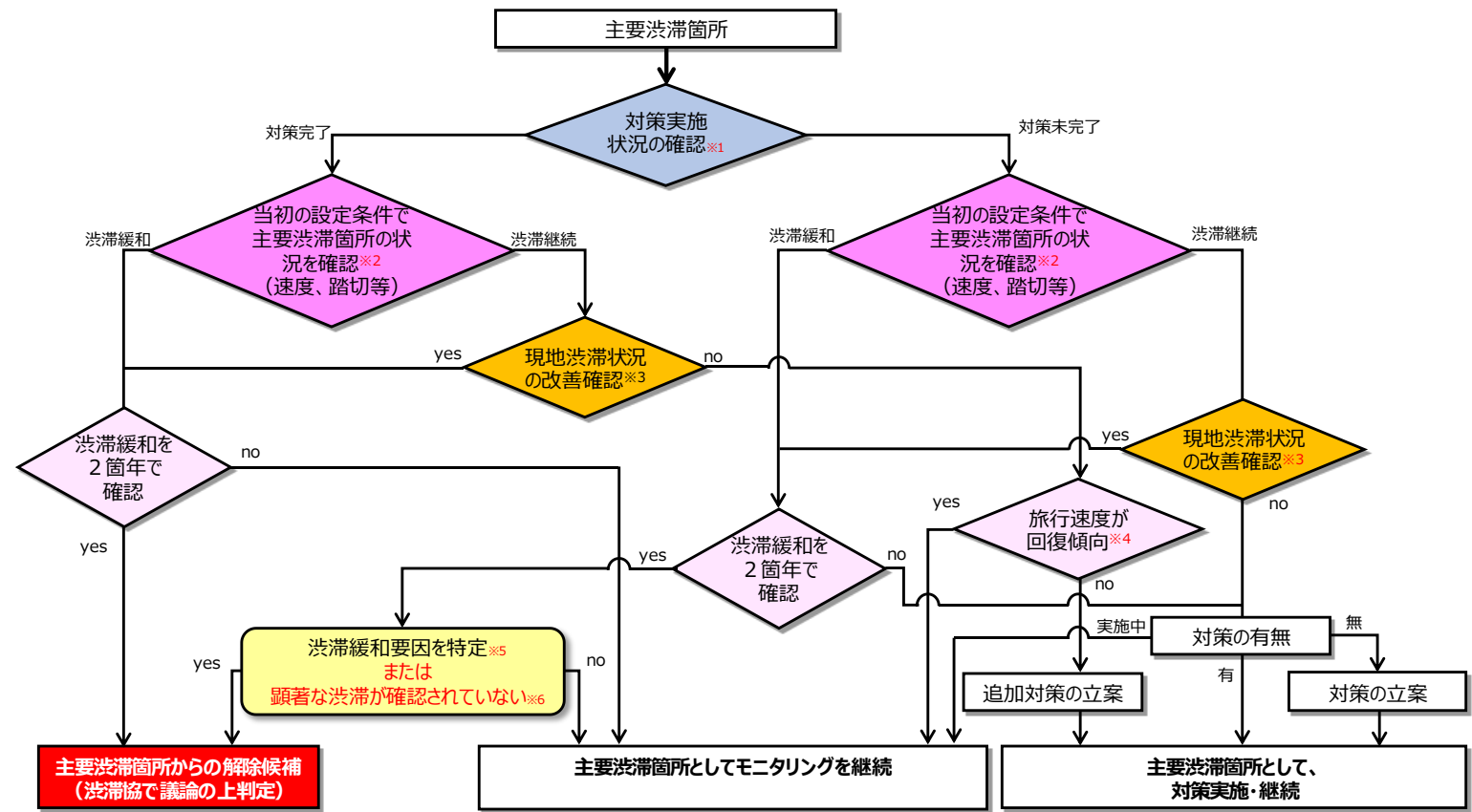
主要渋滞箇所の見直し

②令和6年度の特定期解除候補について

令和6年3月15日

1. 令和6年度以降の特定解除の進め方について

- ▶ 平成29年度に特定解除フローを確定し、対策完了箇所を対象として令和5年度までに33箇所を特定解除している。
- ▶ 一方で、対策未完了箇所では渋滞緩和が認められるものの、その要因が特定できないために特定解除を行うことが困難であった箇所があり、実態と乖離した状況が存在していた。
- ▶ そこで、対策未完了であっても、「旅行速度20km/h以上」もしくは「信号待ち回数2回以下」で「顕著な渋滞が確認されていない」ことが確認できる箇所について、自治体や道路利用者への渋滞状況に関する意見照会を行い、その結果に基づき特定解除を行うこととした。

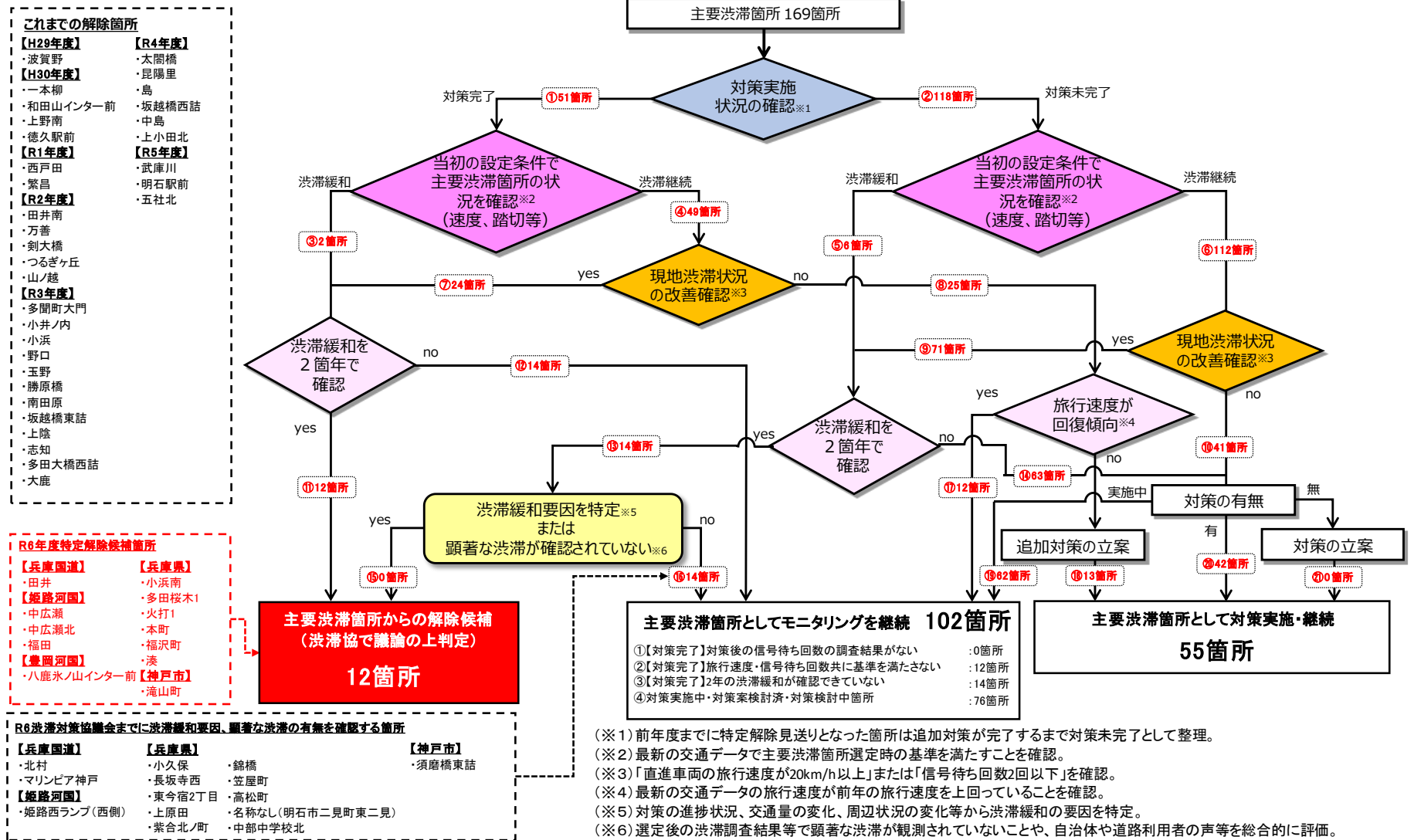


(※1) 前年度までに特定解除見送りとなった箇所は追加対策が完了するまで、対策未完了として整理
 (※2) 最新の交通データで主要渋滞箇所選定時の基準を満たしている
 (※3) 直進車両の旅行速度が20km/h以上もしくは信号待ち回数が複数回(新渋滞交差点解消プログラム参考)など確認
 (※4) 最新の交通データの旅行速度が前年の旅行速度を上回っている。
 (※5) 対策の進捗状況、交通量の変化、周辺状況の変化等から渋滞緩和の要因を特定
 (※6) 選定後の渋滞調査結果等で顕著な渋滞が観測されていないことを確認することや、自治体や道路利用者の声を総合的に評価

赤字: 令和5年度第1回渋滞協における修正箇所

2. 令和6年度の特定解除候補について

- ▶ 令和5年度第1回渋滞対策協議会で見直しが承認された特定解除フローを用いて、特定解除判定を行ったところ、対策完了箇所12箇所が特定解除候補として選定された。
- ▶ 対策未完了箇所でも、特定解除要件を満たし、顕著な渋滞が確認されていない箇所が14箇所抽出されており、令和6年度渋滞対策協議会までに自治体・道路利用者等への意見照会を行ったうえで特定解除候補とすることを予定している。



(※1) 前年度までに特定解除見送りとなった箇所は追加対策が完了するまで対策未完了として整理。
 (※2) 最新の交通データで主要渋滞箇所選定時の基準を満たすことを確認。
 (※3) 「直進車両の旅行速度が20km/h以上」または「信号待ち回数2回以下」を確認。
 (※4) 最新の交通データの旅行速度が前年の旅行速度を上回っていることを確認。
 (※5) 対策の進捗状況、交通量の変化、周辺状況の変化等から渋滞緩和の要因を特定。
 (※6) 選定後の渋滞調査結果等で顕著な渋滞が観測されていないことや、自治体や道路利用者の声等を総合的に評価。

2. 令和6年度の特定解除候補について

現在の状況	今後の方針	特定解除候補箇所		
<p>対策完了箇所 解除フロー：⑪</p>	<p>管理者確認の上 特定解除を審議</p>	<p>12箇所</p>	<p>兵庫国道事務所</p>	<p>田井</p>
			<p>姫路河川国道事務所</p>	<p>中広瀬、中広瀬北、福田</p>
			<p>豊岡河川国道事務所</p>	<p>八鹿氷ノ山インター前</p>
			<p>兵庫県</p>	<p>小浜南、多田桜木1、火打1、本町、福沢町、湊</p>
			<p>神戸市</p>	<p>滝山町</p>
<p>対策未完了箇所 解除フロー：⑬</p>	<p>自治体や道路利用者の 意見を聴取した上で 特定解除を審議</p>	<p>14箇所</p>	<p>兵庫国道</p>	<p>北村、マリンピア神戸</p>
			<p>姫路河川国道事務所</p>	<p>姫路西ランプ（西側）</p>
			<p>兵庫県</p>	<p>小久保、長坂寺西、東今宿2丁目、上原田、紫合北ノ町、錦橋、笠屋町、高松町、名称なし（明石市二見町東二見）、中部中学校北</p>
			<p>神戸市</p>	<p>須磨橋東詰</p>